

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月27日

【会社名】 株式会社日本M & Aセンター

【英訳名】 Nihon M&A Center Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅 卓

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-5220-5454

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 榎木 孝 磨

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-5220-5454

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 榎木 孝 磨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額1,199,649,150円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、必要な変更を行うものであります。

加えて、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会の決議により行うことが可能となるよう必要な変更を行うものであります。

また、その他規定の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

分林保弘、三宅卓、榎木孝磨、大山敬義、大槻昌彦、島田直樹を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

田村信次、木下直樹、山田善則を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

志賀勝正を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額6億円以内（うち社外取締役は年額3千万円以内）

とするものであります。なお取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	319,832	17,117	0	(注) 1	可決 94.92
第2号議案 定款一部変更の件	282,794	54,152	0	(注) 2	可決 83.93
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件					
分林 保弘	330,841	6,107	0	(注) 3	可決 98.19
三宅 卓	330,847	6,101	0		可決 98.19
檜木 孝磨	334,710	2,238	0		可決 99.34
大山 敬義	334,711	2,237	0		可決 99.34
大槻 昌彦	334,704	2,244	0		可決 99.33
島田 直樹	321,192	15,757	0		可決 95.32
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
田村 信次	330,150	6,797	0	(注) 3	可決 97.98
木下 直樹	330,156	6,793	0		可決 97.98
山田 善則	330,500	6,449	0		可決 98.09
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件	336,870	79	0	(注) 3	可決 99.98
第6号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	336,290	187	471	(注) 1	可決 99.94
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	332,541	3,936	471	(注) 1	可決 98.83

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。